

《論文》

関東大震災の避難民

——地方の行政資料から

北原 糸子*

要旨

本研究は、関東大震災（1923）の震災地東京、横浜から地方へ逃れた人々の動向を、行政資料からフォローしたものである。東京の人口250万、罹災人口はその6割の150万人であり、ほぼ100万人が地方へ避難したといわれている。避難民が逃れる先は彼らの実家あるいは親戚などであり、やがて震災地の復興を見据えて、元に戻る場合が多かった。地方への避難を促進したのは、鉄道、船舶などの無賃乗車であった。この期間は震災から約1カ月間であったが、この意義は、政治、経済の中心地帯をほとんど焼けつくした「帝都」から、人々を一時避難させ、震災後の混乱を防いだということであろう。一時的に流言などの社会不安が惹起したものの、その鎮静化に絶妙の効果をもたらした。さて、地方へ逃れた避難民の救護、救援は各県が行政責任として行い、そこで避難者の罹災証明書も発行した。要するに、震災地の混乱防止は、地方への交通手段の無賃という緊急策と、義捐金による救護という国民の善意の負担によって、避けられたのである。

キーワード：震災、避難民、救済策、罹災証明

はじめに

本稿は、関東大震災時に震災地以外の地方へ避難した避難民の動向を地方の行政資料から明らかにしようとするものである。震災当時公刊された内務省社会局『大正震災志』（1926年）には、震災地、及び震災地外の各県の震災救護活動の全般的状況が述べられるなかで、この点についても触れられている。本書は、震災直後の9月2日に設置された臨時震災救護事務局（勅令397号）の救済事業を引き継いだ内務省社会局が編集・出版した震災救護処理の公式報告書、つまり、政府による震災救護報告である。その下巻「第四篇 道庁

植民地及各府県の救護」に、一時的に全国へ散らばった震災被災者に対する各県の対応策が約300頁（p.297-586）に亘って述べられている。このタイトルに示されているように、当時植民地であった朝鮮、台湾、樺太、満州の関東庁からの救援も報告されている。日本本国の道府県は北海道から沖縄まで41件の報告がなされているが、ここには震災県1府6県のうちの神奈川、埼玉、千葉、茨城の各県は含まれていない。東京についても東京府が救護を管轄した郡部の救済報告のみであり、もっとも被害の甚だしかった東京市の報告はここに掲載されていない。神奈川県と横浜市についても東京の場合と同様であるが、それぞれについては、別に報告書が出版された。東京市は

* 関西学院大学災害復興制度研究所研究員

『東京震災録』全5冊(1926年)、横浜市は『横浜市震災誌』全5冊(1926-27年)である。千葉県は被害の集中した房総半島について安房郡役所『安房震災誌』(1926年)、静岡県『静岡県大正震災誌』(1924年)、埼玉県は被害の出た北足立郡役所が『埼玉県北足立郡大正震災誌』(1925年、復刻版1981年)を刊行しているが、埼玉県の対応策が述べられており、埼玉県の関東震災誌とみなしてよいだろう。しかしながら、震災県のうち、被害の相対的に少なかった茨城県、山梨県は震災誌を発行していない。ここでは、ひとまずは震災地以外の各県における避難民への対応を対象とすることにしたい。

たとえば、埼玉県のように利根川沿いの南埼玉郡、北足立郡下の町村は被害もさることながら、川口、浦和、大宮、熊谷など各駅に30万人もの避難民が押し寄せ、自らの町村の被災者と外部からの避難民の救助に追われた地域もある¹⁾。静岡県下においても、2万6000人の避難民のうち、他府県からの避難者が約3割を占めた²⁾。同様に神奈川県下においても市に昇格したばかりの川崎市など、市域の工場被害もさることながら、東京、横浜からの避難者も押し寄せ、救護に追われた地域も少なくない³⁾。これら震災県については、県内被災者への救護と震災地への徴発物資の確保など多様な問題が重なり、震災処理の難儀は震災県以外の地とは比べものにならない。そこで、問題を別に立てて考察する必要がある。なお、震災地における被災者対応については、極めて不十分ながら、東京市などの避難民収容の公設バラックの設置状況について別稿を参照していただくこととし⁴⁾、本稿では、震災地から逃れた避難民の救護、救護を中心とすることにしたい。

* 関東大震災の行政資料について

東京、横浜が震災で焼け野原となり、そこに留まることができない被災者たちは、9月3日以降、公式に鉄道無賃乗車が認められ、地震による損傷が少なく開通していた鉄道、あるいは提供された船舶などによって地方へ逃れた。その数は100万ともいわれる。当然、彼らの行く先々の鉄道の沿線駅において救護活動が展開されることになる。内務省は次官名を以て9月3日に以下のよ

うな通達を発している。()内の午後8時12分が舞鶴要港部に着信した時間、午後10時半が長野県庁に着信した時間を示している。

内務次官発

知事宛 舞鶴無線電信 九月三日午後十時半着
(午後八時十二分着)

東京府下各方面及近県へ避難セル民衆少カラズ、其ノ内親戚故旧ニヨルニ非スシテ只安全ナル地方ヲ指シテ逃ケタル者等困難多大ナルベキヲ以テ此際特ニ其ノ地方民衆ニ哀愍ノ情ヲ喚起シ地方団体又ハ有志者ヲシテ適宜ナル救護方法ヲ講ゼシメ其ノ避難民ノ人名等ハ県庁ニ取纏メ置ク等適當ナル措置相成ル様致度

(下線引用者)

長野県歴史館蔵『救援に関する公文書類』

この通牒は、千葉、宮城、埼玉、栃木、福島、群馬、新潟、山梨、神奈川、静岡の各県知事宛に出されている⁵⁾。

そもそも、これは、避難民がいつ頃、どの程度、どの県に達するののかも判然としない状況であるから、県の責任において救済せよという指令ではない。下線部に明らかなように、地方民衆の同情心を呼び覚まして地方団体や有志による救護を促すというもので、県自体が救援体制を組めという命令ではなかった。なんとも曖昧さを含むものという印象を免れ難いが、地方庁は当然逃れてくる避難民に対応しなければならない。したがって、それぞれ対応策を講じ、それらは行政資料上になんらかの痕跡を残しているはずである。震災当時、それらの対応策は内務省からの事実の吸い上げがあり、冒頭に紹介した『大正震災志』下巻の四編にまとめ上げられた。しかし、この内務省の報告では、避難民の数値などがわかるに過ぎない。地方行政庁がどのように対応したのかは、一様ではなかった。そうした事実を拾い上げることで、関東大震災とはどのようなものであったのかについて、震災地以外の地域での捉え方やその影響などが多少とも明らかになるのではないかと考えた。

現在、各地の公文書館で、情報公開の流れに即して、行政資料の整理・保存作業が進められ、資

料の公開に向けた動きが顕著である。関東大震災の行政簿冊もこうした一連の情報公開の流れのなかで、ホームページなどから資料の所在が確認できるところまで進んでいる。こうした状況はここ数年の顕著な動きである。この行政資料の情報公開という状況を最大限活用して、今回、「震災地疎開研究」の一環として、関東大震災の地方への避難民に関する資料調査を行った。

今回、資料調査を行ったのは、関東大震災関係の簿冊が公開されている以下の各資料所蔵機関である。なお、未調査の行政機関もあるが、今後の課題とする。

北海道公文書館、弘前市図書館、秋田県公文書館、宮城県公文書館、新潟県公文書館、福島県歴史資料館、栃木県公文書館、群馬県公文書館、山梨県公文書館、長野県歴史資料館、長野市公文書館、埼玉県公文書館、愛知県公文書館、滋賀県政資料室、京都府立総合資料館、奈良県立図書館情報館

これらの公文書館などにおいて震災避難民についての詳細な情報が得られたのは、県からの指令に基づいて、市役所あるいは郡役所が郡下の町村における動向を報告する類の資料であった。しかしながら、震災2年前の1921年郡制の廃止が決まり、これに伴い1923年3月郡会廃止、震災の翌年1924年9月郡役所の廃止が法的に確定した。財産、事務系統などの残務処理のため、郡長、郡役所は1926年4月まで存続するものの、震災を挟む丁度この時期に郡役所が廃止されたことから、震災避難民の動向を郡単位でまとめた資料群の多くが失われたと推定される。このため、上記の公文書館以外にも他の資料群は所蔵されているものの、郡役所がまとめた震災関係の資料群が見当たらないという場合も少なくなかった。なお、資料の存在が確認できなかった大阪府については、『関東地方震災救援誌』（大阪府、1924年）、新潟県については、『関東地方震災救援始末』（新潟県、1924年）が救援報告書として発行されている。刊行物のため整理された叙述になっているが、救援の詳細な経過がまとめられているので、これらを利用する。

以上の資料群の分析を通して、震災の避難民動向が把握できるという意義に留まらず、震災へ

の対応力が1920年代の日本の社会にどのような形に埋め込まれていたのか、その対応力はその後どのような形となっていったのかなどを考察する上でも、意義ある資料群として位置づけられるべきものとする。

1 各県の対応

地方庁の関東大震災関係行政資料を通覧して、共通する内容項目として挙げられるのは、まず、1. 東京地方および横浜の地震についての情報入手、2. 県知事、内務部長、警察部長など幹部の対応、3. 徴発物資の確保、4. 救護方法の検討と実施、5. 救護団派遣、6. 義捐金募集、7. 11月15日実施の全国震災避難民調査、などが共通する問題として把握できる。

震災情報入手、県幹部の対応策、内務省からの指定徴発物資の獲得と供給、医療、および労働力を主とした救護団の派遣、各県の義捐金募集などについては、資料から把握できる事柄を簡略に述べることにし、ここでは、地方へ向かった避難民への対応策とその実施過程、行政が把握しようとした避難民の生活様態などを中心に考察する。また、1920年の第1回国勢調査の方式に則って実施された全国の震災避難民調査の実施過程について考察し、関東大震災の罹災証明とはどのようなものであったのかについても考察を進める。

1-1 震災情報の入手

震源地の近県の場合には激しい揺れを感じたこと、夜に至ると東京方面の炎上する煙や雲が夜空に赤く映え、異常を察知して対応を練るという事態になる。群馬県の場合は「九月一日午前十一時五十五分頃前橋地方二於テモ近頃其ノ例ヲ見サル強震アリ、…震源地ハ伊豆大島付近ニシテ横浜、東京ノ被害ハ実ニ名状スヘカラサルモノアリト新聞紙ノ号外アリ」（下線部引用者）との記述が「執務日誌」⁶⁾にある。その号外と思われる「震源地は伊豆大島」（『上毛新聞』9月2日号外）の記事には、この情報源は高崎保線区と上野駅⁷⁾との間の電信によると記されている（写真1）。また、その記

事には、「一日午後二時ニ吹上ヲ発セル列車ハ唯今二日午前零時半高崎駅ニ着シ下車大混雑ヲ呈シ居レリ」とすでに震災発生直後から多くの人々が乗車可能な列車で震災地を逃れてくる様子が伝えられている。また、長野県でも強震を感じ、1日午後5時には信越線を下車した旅客より東京方面大震災の報を受けている。近県はこうした情報と身体に感ずる異変を受け、さらなる情報の確認を急ぐことになるが、近畿域では京都府9月2日午前11時40分舞鶴要港部発、京都府知事宛の電報によって、以下の報がもたらされた。

船橋無線電信報ニ依レハ関東方面昨1日ヨリ強震連続シ東京、横浜ニハ火災各所ニ起リ今尚止マズ、死傷ノ数幾万ナルヲ知ラズ、交通、通信機関全部途絶被害激甚ナル見込

京都府総合資料館蔵「関東地方震災一件」(大12-2)

とあり、この情報は大阪、京都、愛知、福井、富山、石川の各県宛に発信された旨の情報も付された。

福島県は岩田衛県知事が上京中であつたが、2日朝には県庁において県官による対策協議が行われ、吏員2名が上京した⁸⁾。宮城県庁資料は確認されなかったが、宮城県最南部に位置する亙理郡役所の郡役所文書「関東地方大震災関係書類」⁹⁾には9月2日午前11時仙台運輸事務所より東北線川口—赤羽間は荒川鉄橋亀裂によって2日中は渡船の連絡見込み、常磐線取手—我孫子間利根川橋脚傾倒、亀有一千住間江戸川橋脚亀裂などの列車不通の情報がもたらされている。秋田県においても9月2日午前10時秋田運輸事務所から午前9時に上野駅焼失、山手線運休などの路線不通情報もたらされ、『秋田魁新聞』2日の号外によって情報が確認されている。青森県庁資料は確認できなかったが、9月1日夜鉄道運輸事務所より電話にて東京地方の大震災情報を得たと『大正震災志』には記されている。

以上のように震災発生とその被害の第一報は、陸軍船橋送信所経由と各路線管轄の鉄道事務所から各県にもたらされた様子である。

しかしながら、当時衛生を担当した各県の警察部は9月2日には救護班派遣及び警察官の派遣要

震源地は伊豆大島
死傷者は約五萬人
上野間の列車通ず
市内電車全線不通

震源地は伊豆の大島にして小田原横須賀横浜全滅の状態にて東京では最も惨状を極めたるは神田本郷、品川方面ツナミ被害激甚大建物中全焼せるは又都省警視廳丸ノ内ビルディング等にして淺草十二階倒潰のため死傷者頗る夥しき見込みなり而して唯今判明の死傷者は約五萬人を算す一日午後十時半三越を始め東京驛沙留秋葉原其他各驛主なるもの悉く全焼す一日午後十時半頃より鷹谷吹上間、高崎浦和間列車開通廠、浦和間は缺陷のあるため今夜中工事を急がせ二日正午までには開通の見込赤羽鐵橋破壊のため當分此の間徒歩連絡一日午後二時に吹上を發せる列車は唯今二日午前零時半高崎驛ニ着シ下車大混雑を呈し居れり午後十一時高崎保線區ニ上野との間に電信通じ如上の情報を接受し得たり

写真1 『上毛新聞』9月2日付号外

請を受け、逸早く翌3日早朝には日本赤十字社の各県支部から医師、看護婦、薬剤師などを派遣¹⁰⁾、また、指定された員数の警察官を派遣している。たとえば、警官の応援は9月3日から半ばまで、千葉県100名、長野245名、新潟110名、福島194名、茨城140名など、主として被害を受けないか、受けても僅少であった茨城県を含め、985人が動員され、続いて9月中旬から10月初旬には青森、秋田、宮城、兵庫、京都、三重、福井、富山などから1,915人が動員されている¹¹⁾。これらは県庁文書にその詳細は掲載されず、当時の警察部の資料にまとめられたと思われる。

東京地方大震災の情報を受け、多くの県では内務部長ら県官幹部に若干名の補助をつけて震災地に送り、情報収集にあたらせている。先に挙げた群馬県の場合、2日午前1時に県知事を含め内務部地方課長、労務課長、警察部保安課長らが衆議を持ち、食糧送付と救護班派遣を確認した。同時に内務部長を自動車で東京へ向けて出発させ、9月3日には帰庁、内務省社会局長官に面会、群馬県の救護策についての指示を得てきた。震災を受けず、且つ震災地への交通が遮断されていない地域として、群馬県は消防団員、青年団員を中心とする民間の救護団派遣で逸早く対応した。そのことが震災救援に際立つ活躍をしたとして、9月25日摂政官から褒詞を戴くことになったと推定される。こうした褒詞を受けた県は群馬県以外にはな

かった。しかし、また、県内務部長がもたらした以下の情報にも、群馬県は極めて敏感に反応した。

「不逞鮮人」東京市中は不逞鮮人バッコノ流説多ク尚本県内ニモ多数入込タル流言蜚語頗ル盛ニシテ高崎・前橋ヲ始メソノ他戦々行々（ママ）タルモノアリ、夜ニ至リ青年団ソノ他有志ヲ以テ自営ニ努ムル者アリ、流言蜚語盛ニシテ人心動揺多シ

群馬県公文書館蔵「大震災関係書類」

群馬県高崎線新町駅の砂利会社および鉄道省請負の鹿島組雇用の朝鮮人労働者14名を藤岡署に保護中、5日自警団が押し寄せ、2日間にわたり、保護中の朝鮮人を虐殺したため¹²⁾、9月7日高崎第十五歩兵聯隊、翌8日第十四師団五十九聯隊が出動し、内務事務官が視察に訪れている。こうした事態がこの県からの盛んな救護団派遣とどう関連づけるべきかは今のところ追究する条件を欠いている。いずれにしても、朝鮮人虐殺問題は震災地近県に限らず、震災地へ救護団を送る各県の警備体制に緊張を強いた。

1-2 徴発物資の送達

勅令396号による非常徴発令第1条には、9月1日の地震に基づく被害者の救済に必要な食糧、建築材料、衛生材料、運搬具その他の物件および労務を徴発できると規定し、第4条で、その対価として3か年平均価格によって賠償することが規定されている。これに基づき、徴発物資として逸早く指定をされたのは、米（玄米、白米）であった。徴発令を受けた秋田県の場合には、9月2日午後1時40分、塚本清治社会局長官から、震災地東京、横浜においては明日には米欠乏という事態に「何千石にても出来得る限り迅速に送付方ご配慮相成度」との要請があった。9月3日には県庁内吏員に救援の緊急の任務を組み、米・食料品買い入れ17名、義捐金事務8名、日用品・寄付募集8名、輸送事務5名、会計5名の救援体制を敷いた。9月6日までに7,391俵を送付、その代金は10万円余とされている。

庁内吏員で救援組織を敷く県は秋田県に限らな

い。たとえば、京都府は庁内に庶務（内務部長以下吏員72名）、物資調達並運輸部（産業部長以下76名）、警備・救護・応援部（警察部長以下76名）、第1救護班24名、第2情報班2名の計250名の救援組織を組んだ。府県の日常業務のほかに、臨時の震災救援の組織体制を設けたわけである。徴発物資としての米は当初、ほとんどの府県に徴発令がかけられた模様であるが、早くも9月6日には米輸送打ち切り指令が届く。震災救護事務局が目標とした調達目標に達したことと、海上輸送の場合には芝浦港に着港しても陸揚げできない状況や、陸送であっても震災地の交通事情が好転しない限り必要なところにまで米が届く体制になっていない状況があったためである。この間の事情について詳細を伝えるのは、大阪府の救援報告書である。同府は1日午後11時30分に神奈川県警察部長から府知事宛の電信電報によって震災による火災発生と救援要請を受けていた。9月2日には情報の確認と震災地状況把握のため、警部4名をそれぞれ別ルートで上京させる措置を採った。9月2日から陸軍は各務原飛行場から飛行機による震災地偵察を開始したが、この飛行機によって、同日午後2時半に陸軍大阪城東練兵場から内務次官、および社会局長官の救援物資送付の信書が府知事にもたらされた。先に引用した秋田県への米の救援要請と同じ内容であるが、「出来得る限り迅速ニ停泊中ノ船舶ヲ利用シ特別船ヲ仕立ツル等ノ方法ニヨリ水運ニテ御送付相成度」¹³⁾とより切迫した要請となっている。これを受け、府庁に救護事務の組織体制を組み、自発的購入物資をコレア丸、扇海丸に積み込み9月2日から輸送を開始した。また、大阪にある政府米57万俵の輸送準備を開始、4日より13日までにすべてに優先して船舶を調達、内地米50万8624俵 外米1万4815袋を送った。ところが、

然るに芝浦及横浜方面の陸揚意の如くならず、且つ各方面よりの救護米、陸続罹災地に到着し、供給過剰を見るに至りし故を以て、食料局は更に逆送の通告を發するに至り¹⁴⁾。

という事態に至ったのである。米の徴発を指令した各県には、9月7日以降は徴発物資としてでは

なく、販米として、農商務省食糧事務所が救援米を管轄する通牒が発せられている。しかしながら、震災救護事務局からは、依然として、米以外の食糧品、衣類、木材、衛生材料など救援物資が懇請された。

さて、各県から震災地へ送る徴発物資、義捐物資は着実に受け取り機関への落手が確認されなければならない。震災地の混乱のなかでは、送った物資が指定相手に届かないことも頻々と発生していた。そのため、各県はまずはこの徴発物資を震災地で確実に受け取るための出張所を田端駅、隅田川貨物駅、港の場合は芝浦港などの近辺に設けた。たとえば、青森県は田端駅（9月27日に上野桜木町へ移転）、宮城県は田端駅から10月5日以降巣鴨駅、秋田県は9月4日川口駅、8日田端駅、10日南千住駅と県の出張所を何か所か確保、新潟県は王子滝野川小学校、長野県は田端駅、群馬県は当初川口駅から9月5日蕨駅に移転、という次第で、陸路輸送の可能であった東北、信越の各県は東京市内に入る直前の沿線各駅の近くに県の震災救援事務所を兼ねた事務所を設け、地元からの救援物資の荷受けをおこなった。東海道線が壊滅の状況のため、関西方面の救援物資は海路輸送となったことは先にみたとおりであるが、愛知県出張所は芝浦日出町と横浜桜木町、大阪府は芝浦港に天幕の事務所を構えた。

米の徴発は震災救援に傾注しようとした地方庁へ多少の混乱を与えた。このことへの反省のためか、関西圏は大阪府が音頭を取り、京都、兵庫、滋賀、奈良、和歌山、高知、愛媛、徳島、香川の2府8県が9月5日に大阪府庁で会議を持ち、大阪に臨時震災救護事務局出張所を設けることを申請、9月8日に関西府県連合震災救護事務局が府庁内に設置された。ここで取り決められた事項は、徴発物資の輸送にかぎらず、義捐物資、官吏の義捐金の一定基準、避難者救護など、当面の救援・救護に関する全般的問題に及んだ¹⁵⁾。これは他の北信、東北、東海の各地域にも波及し、その拠点となる県を定め、それぞれのまとまりの範囲で、救護活動、徴発物資・義捐物資の輸送などに関する調整を行わせている。長野県庁に事務所を設けた北信連合は、9月8日に長野、富山、福井、新潟、石川の5県の幹部が集まり、同様な事

項について協議をしている¹⁶⁾。この会議においては、すでに9月5日に大阪府の招集する会議に応じた石川県は関西連合に加わることが了解された。詳細な資料を欠くが、東海では愛知県が静岡、岐阜、三重の各県の情報拠点、東北では宮城県が拠点になったことが断片的記述から窺われる。

1-3 地方庁からの震災地出張所

多くの県が東京、横浜へ救済事務のための出張所を設けたことは前項でみたが、ここで行われた仕事の内容は、地元からの徴発物資、義捐物資の受付ばかりでなく、設置された場所によっては、人事相談も行われた。人事相談とは、多くの場合、県出身者の地元への帰還の補助、あるいは生活救援などであった。本項では、比較的遅く東京へ人事相談所を設け、特異な活動をした長野県の事例をみておくことにする。

*長野県臨時相談所の開設

長野県が設けた田端駅の出張所は、徴発物資、救援物資を受取ることを主な任務としていて、震災地において直接罹災者を救援する事業は展開されていなかった。しかし、他の府県が出張所において自県の出身者に向けた救援事業が行われている現状に県吏員は焦りを感じたのであろう。9月下旬には県救護所設置の話が浮上した。

このことについては、田端駅で荷物の受取事務を担当する長野県指揮官は「長野県人相談所の設置は社会施設として多少の効果あるも、小官の見込みにてはその必要なきものと認められ候」¹⁷⁾と反対の意向が強く、確かに多数開設されていた何々県救護所なども、医療、食糧の配給、通信などを主とするものは既に廃止されている現状にあった。しかし、相談所開設への熱意を持つ別の県吏員は県知事と直接交渉を進め具体化への展望がもたれる段階になっていた。

10月2日相談所開設が正式に認められた。担当の社会教育主事などの3名が10月3日上京、4日早朝田端駅の長野県事務所に向いた。相談所の設置の候補地の探索、自動車の買い入れの計画など、開設に伴う諸事務を協議した。長野県出身の臨時震災救護事務局勤務の人物からは東京市救

護の情報の収集、相談所建物の物色には長野県人会を頼り、小石川伝通院裏表町109番地に臨時相談所を設けることに決した。この間、長野県出身の文部省、下谷区会議員などを訪れ、協力を依頼している。情報収集と場所の選定など、すべて県人会のルートが機能を発揮した模様であった。

10月10日開設に向けて、罹災長野県人に周知するため、つぎのような宣伝策を立てた。

まず、10月6、7日市内、郡部に宣伝ポスター1,000枚を貼付、13日から16日まで市内外において相談内容を紹介するポスター3,000枚を貼付、10月20日限り受付・メ切的ポスター2,000枚貼付するというものであった(写真2)。

また、10月10日開設・11月14日閉鎖の旨を東京7新聞社の広告に掲載する。あるいは、各バラックを訪問して、県人罹災者へ相談所開始の宣伝をする、各区長、郡部町村長、各警察署に長野県出身罹災者の相談所開始の情報伝達を依頼する、長野県関係の諸団体からの応援体制を敷き、仏教社会事業協会2名、信州学生協会5~10名、長野県人会2名、相談所の事業共鳴者から労務提供を得るなどのことを決めた。横浜における出張所は、10月13日事務を開始し、10月28日閉鎖した。相談所の事務のモットーは、「其の荒みたる精神を慰安して光明を認めしめ奮励努力の基礎を作る」ことであった。

当面の主な仕事は義捐金配布と罹災者調査とした。その調査票に掲げられた項目は、本籍、氏名、年齢、東京住所、避難所、家族の現況、罹災の状況、復興に関する将来の見込み、県及び県民に対する要望など¹⁸⁾であった。

以上の調査票による集計内容からは、単に震災からの立ち直りを願うということに限らず、長野県自体として、罹災地の東京・横浜における県出身者の全般的な状況をこの際に把握しておきたいという意図があったと推測される。その結果をここにあげておく(表1-1、表1-2)。

2 震災避難民

すでに述べたように、ここでは震災県以外の地方へ逃れた震災避難民を対象とするが、その場合

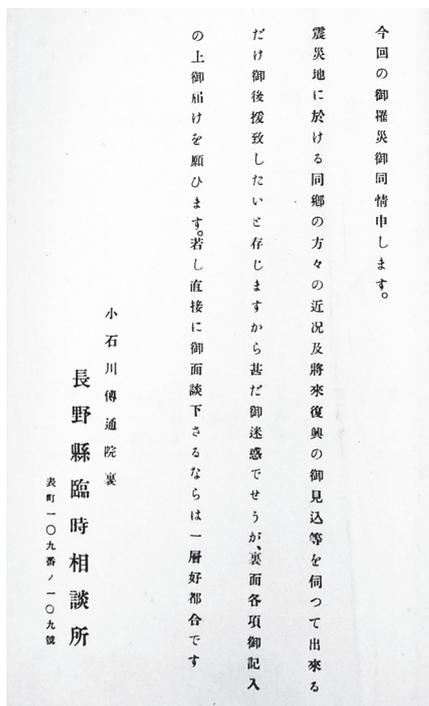


写真2 人事相談所宣伝ビラ

出典：長野県歴史館蔵「長野県臨時相談所書類」

表1-1 長野県相談所 受相談者調査表

受相談者元居住区・男女別調査

地区	男	女	計
麴町	74	10	* 85
日本橋	143	15	158
京橋	269	39	* 305
深川	249	34	283
本所	451	55	506
浅草	552	95	647
下谷	401	49	450
牛込	36	3	39
四谷	26	2	28
赤坂	26	2	28
本郷	99	11	110
小石川	95	6	101
芝	100	15	115
神田	172	24	196
麻布	22	0	22
東京市	2,715	360	3,073
郡部	383	38	421
東京府計	3,098	398	3,496
神奈川	372	35	407
	* 3,471	433	* 3,904

*印は原表通りの数値で、計算値と不一致、東京市計、及び東京府計欄は筆者による計算値
出典：長野県歴史館蔵「長野県臨時相談所書類」

表1-2 受相談者職業別調査

(東京市+郡部+神奈川県)

	職	男	女	計
1	銀行	2	0	2
2	商事会社	120	0	120
3	日用品販売	114	15	129
4	同販売人使用人	3	0	3
5	食料品販売	108	4	112
6	同食料品販売	9	0	9
7	菓子製造販売	66	6	72
8	菓子製造職工	4	0	4
9	魚商	39	4	43
10	料理飲食業	71	11	82
11	料理店使用人	40	1	41
12	露店・行商	76	5	81
13	荒物雑貨商	149	18	167
14	荒物雑貨商店員	2	0	2
15	洋品及帽子商	158	10	168
16	洋品及帽子店員	5	0	5
17	製菓・製菓商	40	1	41
18	製菓職工及店員	1	2	3
19	書籍販売・製本	44	6	50
20	製本職工・店員	3	0	3
21	仲買ブローカー	33	2	35
22	金物・機械製作	137	14	151
23	同職工	17	1	18
24	鍛冶屋・冶金	68	7	75
25	呉服及織物商	111	7	118
26	呉服店員・織物工	2	1	3
27	活版印刷業	87	3	90
28	同職工	24	4	28
29	官公吏	81	0	81
30	事務員	182	12	194
31	医師	43	12	55
32	弁護士	2	0	2
33	教員	8	3	11
34	外交員	36	0	36
35	僧侶	2	0	2
36	学生	79	1	80
37	大工	60	0	60
38	左官	16	1	17
39	石工	9	1	10
40	土工(人夫)	298	23	321
41	請負	43	4	47
42	職工	180	16	196
43	小使・僕婢	52	25	77
44	子守の類	7	4	11
45	店員	120	2	122
46	雑役	48	15	63
47	運搬従業員	83	35	118
48	理髪師	9	1	10
49	材木	8	0	8
50	宿泊業	16	0	16
51	古着・古道具	28	5	33
52	薪炭商	20	5	25
53	金貸・質商	5	0	5
54	その他	65	11	76
55	無職	79	96	175
	小計	1,579	394	1,973
	総計	3,112	638	3,750

* *
(3,118) (3,756)
() 内実際計算数値

出典：表1-1に同じ

には二つの軸を立てて考察したい。まずひとつは地方へ逃れた避難民の処遇、二つ目は人口流動状態を1923年11月15日午前零時を期して行われた避難民調査である。そもそも追われるように災害激甚地を逃れた避難者は被災を受けたことを証明するものは身一つ以外には何もない。震災救援を受ける条件となる「罹災証明書」がこの時点ではじめて問題となる。そこで、以下では、この二つの点から関東大震災における地方への避難民問題を考察することにした。

2-1 地方へ逃れる避難民

被災者が震災地に留まることができない状況のため、9月3日鉄道大臣より「震災に伴ふ罹災民救助の為当分の内震災地域各駅発罹災民は航路運賃共無賃輸送の取扱を為すべし¹⁹⁾」とすることが各鉄道局へ達せられた。翌9月4日には、国鉄に連帯する地方鉄道についても鉄道大臣より無賃輸送の指令が出された。しかしながら、9月1日およびその後の火災によって、東海道本線(東京一御殿場間)、横浜線、横須賀線、熱海線、中央本線(東京一猿橋間)、東北線(上野一日暮里間)、山手線、総武本線(両国橋一成東間)、房総線(千葉一大網間)、北条線、及び久留里線の破損、機関車、客車、電車、貨車の焼失1,898輛という甚大な被害を受け²⁰⁾、国鉄は急場の普及工事で罹災民の震災地からの避難を実現させるしか手立てはなかった。そして、9月1日午後には、総武本線(亀戸一稲毛間)、東海道本線(品川一六郷駅間)、中央本線(飯田町一八王子間)、東北本線(赤羽一川口間)、山手線などを開通に漕ぎ着けた。しかしながら、乗車可能となった駅には避難民が殺到、大混雑となったため、東京鉄道局管内の駅から乗車する客には無賃乗車とし、震災地域各駅から東京以外各鉄道局管内駅行きの避難民にたいしては、臨時的措置として、常磐線方面は水戸、東北方面は宇都宮、信越方面は高崎、中央線方面は八王子に着く以前に罹災民と記入あるいは捺印した紙片を与え、これに駅印を押して乗車券の代用としたという²¹⁾。もちろん、東海道の復旧は10月末であり、東北線も常磐線も鉄橋の亀裂などの危険箇所については徒歩区間などを交えた開通で

あった。

以下では、高崎線、信越線、上越線、篠ノ井線、常磐線などの交叉する路線駅の位置する群馬県、長野県、宮城県における事例をみておく。

*群馬県

震災救援の総括として群馬県がまとめた『関東大震災に際し活動概況』（活版印刷、1923年12月31日、公文書385）によれば、県内に入り込んだ避難民は1. 関西、長野、新潟、その他北陸方面に向かう者、2. 県内の知己、親戚を頼む者、3. 目的なく単に避難してきた者の三種類に分かれるが、いずれも極度の不安危惧に加えて、飢餓に迫るものがあったという。避難民が多数押し寄せた、乗り継ぎ可能な新町駅（高崎線）、高崎駅（信越・上越乗り継ぎ駅）、前橋駅（上越・両毛乗り継ぎ駅）、桐生駅（両毛線）における避難者の数について、次のように報告している。

新町駅：救護者 931 人 （収容者 218 人）

開設期間：9/4～9/18

高崎駅：救護者推定 7 万人（収容者 7,708 人）

開設期間：9/3～9/19

前橋駅：救護者 1,932 人 （収容者 483 人）

開設期間：9/3～9/16

桐生駅：救護者 2,475 人 （収容者 629 人）

開設期間：9/4～9/22

こうした駅を通過する避難民のうち、県が分類する避難民の2,3にあたる避難民は4万2773人に達した。この数値は、通過する避難者を除く、県内の実家、知己、親戚を頼む人々、あるいは収容所に一時留まる避難民を合わせた人数である。

高崎駅の場合は特に通過を含めた避難民の数が圧倒的に多かった。これは、高崎駅が1884年上野・高崎、前橋開通、翌1885年高崎・横川間、1893年高崎・直江津間が開通し、地方における鉄道敷設の基幹駅となっていたからであるが、関東大震災の1923年頃までには、前橋から伊勢崎、桐生、さらに足尾へ足尾線、あるいは高崎・軽井沢間の信越線、高崎―渋川まで延長された上越線、さらには軽便鉄道の敷設などで両毛一帯は列車による行き来が可能であった。こうした条件は東京への出稼ぎ者を誘う道筋ともなったが、逆に震災時には東京から故郷へ避難する逆方向の道

筋ともになった。高崎駅は東海道線が壊滅的打撃を受け復旧は容易ではなかった時期に、東京から上信越方面に限らず、東海道線が不通となったため名古屋以西へ向かう避難者も高崎線経由で信越線を利用した、いわばこの鉄道不通の時期の乗り継ぎ可能な鉄道通過拠点として多数の避難民が押し寄せる駅となった。

高崎市役所による『震災救護記録』には、震災時に市役所、市民を挙げて救護活動を行った記録が残されている。それによれば、2日の午後5時頃襦袢一枚をまとう裸足姿の5,6人の避難民が高崎駅に降り立ったのが最初であった。そして夜には避難民満載の列車が到着、以後連日膨大な数の避難民の群れが押し寄せることになった。群馬県は震災直後、すでに県内務部長を東京に派遣し、情報を探らせるという早い対応を取っている。高崎市の場合には震災当日の午後5時市長が県庁に招集され、救援体制についての協議事項に基づき、救護陣容2,000人で対応をした。9月15日までの間、避難民の数が最高潮に達したのは、9月5日延1万2000人（宿泊者1,607人）、6日延1万2520人（宿泊者1,647人）、7日延1万1600人あたりで、8日には救護人員が6,242人と半減し、9日5,000人と減少していく。高崎駅で救護にあたったのは、高崎市役所の吏員は当然のことながら、在郷軍人分会、青年団の他、高崎中学校、高崎商業学校、高崎高等女学校、佐藤裁縫女学校などの生徒、愛国婦人会、将校婦人会、佛教各宗派、高崎医師会などであった。傷病者2,036人には医師会が診察措置し、収容者には映画館、寺院、小学校などが当てられた。あまりに多くの避難民であったため、群馬県救護団は、周辺駅に罹災民の救護を委ねることも行ったという。

信越線沿線の各駅で救護に当たった団体は、各町村の青年団、女子青年団、在郷軍人会などであったが、9月18日までの間、安中駅では延人員1,479人、磯部駅1,270人、松井田駅1,270人、横川駅1,000人、熊の手駅150人の合計5,089人に上った。碓氷郡に属するこれらの町村からは、9月3日から5,6日の間、東京へ救護団体も送り込んでいるから、町村の働き手がほとんど震災救護に狩り出された状況とってよい。

また、高崎市の記録によると、避難民の対応は

かりではなく、震災当日からすでに東京付近へ子弟、親戚が居住している市民の多くが入京証明書をかざし乗車券を求めて駅に押し寄せ、それをさばくのも容易でなかった様子である。9月3日午後、鉄道大臣から各鉄道事務所へ震災地入込旅客への制限令が出された。²²⁾

東京横浜付近一帯戒厳令施行地域各駅ニ戒厳関係官出張ノ上震災地ニ入ル者審査シ

イ 公務ヲ有スル者

ロ 自ラ給養ノ途アル者

ハ 震災地域ニ家族ヲ有シ已ムヲエサル者ノ外許可セサルニ付、

右ノ旨各駅ニ掲シ乗車券発売ノ際注意スルヨウ取扱アレ、東京駅經由(山手共)ハ取扱ハサルコトヲ併セテ注意シテ尚貴管内連帯線対シテハ貴方ヨリ通知乞フ

というものであった。戒厳令下を盾とした制限ではあったが、入京証明が得られれば入京可能であったから、多くの人々が震災地へ入った。したがって、駅の混雑は避難民だけによるものではなかったのである(表2-1)。

表2-1は群馬県各郡の避難者数を県内に留まる者、一時的避難者、茫然自失の者に分けて、その人数を書き上げたものである。このうち、高崎市の場合は群馬県全体の30%を占め、圧倒的多数の避難者を迎え入れたことがわかる。彼ら避難者は高崎市の3寺院、青年休憩所、救世軍、高盛座(劇場)に無料宿泊所に収容され、食事などを与えられ、翌日にはそれぞれ目的地へ向かって出発した。しかしながら、全く知人などのいない避難民で、「唯呆然当市ニ来レルモノニ対シテハ、市内有志ニシテ 避難者救護方申出ノ者ノ家ニ送届ケ其心神ノ静養ニ努メシム」と注記されている。恐らく現在でいえば、震災によって受けた衝撃からPTSD(心的外傷後ストレス障害)に陥り治療を必要とする避難民であったのだろう。当時の対応として心神の静養に努めさせたとしているが、どの程度の回復がはかられたのかはわからない。

避難者の多い高崎、前橋、桐生の三市、及び伊勢崎、館林町に対しては、9月13日から30日

表2-1 群馬県への避難者

郡・市	県内居 据者	一時避 難者	呆然避難 したる者	計	備考
勢多	315	957	1	1,273	9月2日～ 10月6日
群馬	308	2,952		3,260	9月2日～ 30日
多野	140	1,876		2,016	9月2日～ 27日
北甘楽	168	1,393		1,561	9月26日、 以下避難 者なし
碓氷	556	2,509		3,065	9月2日～ 27日
吾妻	156	205		361	
利根	263	863	6	1,132	9月2日～ 22日
佐波	322	1,723		2,045	9月2日～ 12日
新田	257	2,148	6	2,411	9月2日～ 30日
山田	147	674	19	840	9月2日～ 12日
邑楽	232	4,527		4,759	9月15日 (5,485)
前橋市	1,130	2,270	4	3,404	9月2日～ 12日
高崎市	1,898	10,557	5	12,460	9月2日～ 10月2日
桐生市	2,385	1,068	7	3,460	9月2日～ 24日
計	8,277	33,722	48	42,047	

出典：県内避難者調
(第3回目回覧) 群馬県立文書館「雑事」725

高崎市に於ける救護状況 (「雑事」725)

高崎市長土谷全次→群馬県内務部長(1923年9月12日)
(救護状況要旨)

高崎駅は信越、両毛、上越各線の分岐点にして、避難民の過半下車、あるいは乗換した。

市救護班(在郷軍人会、中女学生、青年団、婦人会、宗教会、救世軍)、食料、菓子、飲料水を給与した。負傷者は医師会派遣の看護婦が保護、駅舎ホームにて治療、重傷者は救護所へ移送、休養後任意出発した。宿泊所なき者は劇場、寺院などに収容した。大部分の避難者は翌朝目的地へ出発した。避難者の内全然知己なく「唯呆然当市ニ来レルモノニ対シテハ、市内有志ニシテ避難者救護方申出ノ者ノ家ニ 送届ケ其心神ノ静養ニ努メシム」とある。

表 2-2 勢多郡避難民動向

避難者前住所・避難先関係 (群馬勢多郡役所書上から)

場所	人数	実家	親戚	知己	帰宅	不詳	職業
赤坂区	9	5	3		1		写真画報社員、氷商、鉄道省従業員、店員
浅草区	31	23	8				職工、集金係、小間物商、飲食店雇、電気職、鮎商、運送業、飴職
神田区	43	23	18	2			自転車修理、製本業、菓子製造業、郵便局職員、駄夫、会社員、学生、車夫、産婆、下駄商、按摩、折箱製造、化粧品問屋店員
京橋区	19	18		1			紙屑問屋、西洋洗濯、精米所人夫、大工、ペンキ職、雇い人、通信事務員
小石川区	7	4	3				職工、印刷業、学生、会社員
麹町区	2			2			女子学生
下谷区	28	11	14	1	2		呉服商店員、郵便局員、料理店、飲食店雇人、産婆、女中、学生、小間物商、コック
芝区	5	3	1		1		海軍省雇、学生、郵便局員
日本橋区	19	9	2	7		1	呉服商店員、待合業、魚商、郵便局員、学生、木版彫刻師、折箱商
本郷区	6	5	1				職工、洋服職工、女中
深川区	69	35	21	9	4		職工、縫工、建具職、運送業、洋服職、市電従業員、女中、司法属、通訳、木版彫刻師
本所区	45	16	25	1	3		煉瓦職、市電従業員、機関助手、会社員、染工、学生、店員、氷店店員、洋食原料販売
四谷区	1	1					事務員
府下	60	34	17	2	7		店員、袋物商、職工、洗濯業、鉄道省従業員、催眠術、学生、労働者、機械職工
神奈川県	4						職工、行商
横浜市	15	5	9		1		雇人、会社員、貸本業、灯台監守、折箱商
計	363	192 (53%)	122 (34%)	25 (0.9%)	19 (0.5%)	1	

避難先：荒砥 (84人)、桂萱 (45)、木瀬 (160)、北橋 (22)、南橋 (9)、粕川 (35)、東 (3)、佐波郡 (3)、大阪 (2)、府下高田町 (1)

出典：群馬県文書館蔵 関東大震災関係文書「雑事」726

の間、1人1日二合四勺の白米と味噌などを配給し、10月からは有償販売に切り替えている。

さて、ここにあるように、彼らの大半は翌日には目的地に向かったとあるが、彼らの行く先はどこであったのか。このことを推定するために、勢多郡役所の書上を紹介したい。

この表では、どこから来たかもカウントし、その彼らの行く先を実家、親戚、知己、帰宅に分けて、それぞれの割合を調べた。これによって明らかなのは、50%強が実家へ一時帰っていくという事実である。また、親戚を加えればほぼ80%以上の避難民の行く先は血縁関係者の元へ避難した

ということである。備考欄には、彼ら避難民の職業を摘記した。この時期、地方から東京で生活する人々職業、それと連関する居住区との関係が窺ええる (表 2-2)。

***長野県**

行政の思惑にはお構いなく、罹災者たちは被害地内に適当な避難場所がなければ、自らの判断で、機能している鉄道で可能な行先を探し、自分の故郷や親戚、知り合いを求めて被災地を離れはじめる。震災発生当初は市内の安全と思われる場所や警察官に誘導された場所を目指した右往左往

した人々が多かったが、それも食料、水の補給が滞り、いまだ東京、横浜の火災も漸く鎮火の兆しが見え始めた3日頃には地方を目指す人々が一挙に増えた。しかし、困難が待ち構えていた。東海道線は小田原町の焼失、根府川駅を襲った土石流、トンネルの崩落、熱海を襲った津波などで不通、中央線も上野原一与瀬間の土砂崩落で不通であったが、上野駅は焼失したものの、市外の田端駅、あるいは大宮駅からは信越線や東北線は通じていたため、罹災者はここに殺到した。東京から徒歩で大宮まで辿りつき、幸いにも列車に乗り込めたとしても、便所の狭い空間でさえ5、6人が立って立錐の余地もないという状態であった。あるいは、列車の屋根に乗り、電線などに触れ、振り落とされて死んだ人も稀ではない状態であった。信越線と中央線の乗継駅である篠ノ井駅で更級郡役所が統計を取り始めたのは9月4日からであったが、9月17日までの乗客数は延べ5万7440人に上った。当然ながら、避難民が押し寄せるといことは各線の乗継駅では十分予測されたのであろう。避難民受入れ態勢については、県の内務部からつぎのような具体的な指示が出されていた。

- 一. 主なる停車場に救護所を設けること
- 一. 救護所は、郡(市)町村に於て之を直営、若しくは特志団体有志等をして之を設くべし
- 一. 救護に簡易な救護材料、炊出、湯茶などの準備すべし
- 一. 係員は避難者の相談相手となり懇切にすべし
- 一. 左記様式の避難者名簿を作成し、列車到着毎に各車内に適宜数冊を配布し、避難者をして各自記入せしめ若しくは係員之を記入すること

長野県立歴史館蔵『関東震災救援報告(第一回)』

郡町村直営の救護所を設け、救護材料を備えて、罹災者の相談に乗り、また避難者名簿を用意するという指示はそのまま実行された。

写真は軽井沢駅に出された避難者名簿である(写真3-1、3-2)。これは長野県の指示によって

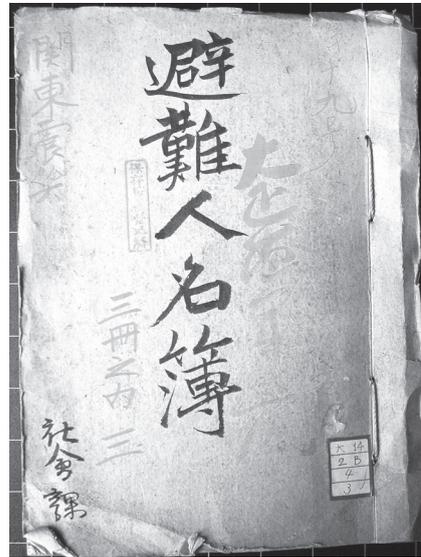


写真3-1 軽井沢駅の避難者名簿1

出典：長野県歴史館蔵「避難者人名簿」

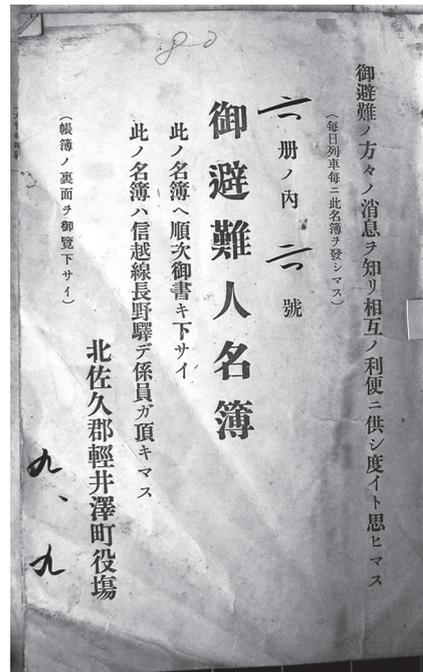


写真3-2 軽井沢駅の避難者名簿2

出典：写真3-1に同じ

軽井沢町役場が管理した。上諏訪駅の名簿も残されているが、それには、長野県・上諏訪郡役所・上諏訪町役場が連名で記され、日付、列車番号なども記入されている。

名簿に記載すべき事項として、氏名、罹災地住所、行先地名、原籍、備考の5項目を記入させるよう鉛筆を添え、列車ごとにこの名簿を出して記入させるという方式を採ったようだ。

名簿表紙に添えられた「御避難ノ方々ノ消息ヲ知り相互ノ利便ニ供シ度イト思ヒマス」、「御避難ノ方々ニハ不自由ノコトハ駅ニ出テイル係員マデ御相談願ヒマス」などの表現には威圧的でなく、むしろ丁寧すぎて意外な感がある。

信越線軽井沢駅の上記避難者名簿に記入した数は1,027名、中央線上諏訪駅の名簿記入者は17名であったと報告され、行先別に集計した数値も記されている。上諏訪駅の記入者が少ないのは、そもそもこうした名簿に名前を記入した人が全体のなかでそれほど多数を占めたわけではなかったこと、中央線は地震発生当初は上野原駅—与瀬駅間、9月14日には笹子トンネル内の土砂崩落で一時不通となったためであり、新宿駅から全線開通するのは9月17日以降であったという理由によると思われる。

さて、その行先の集計は次のようであった。²³⁾

信越線軽井沢駅：(東京6、京都23、大阪83、兵庫23、長崎1、新潟215、福井40、石川41、富山64、鳥取2、島根1、岡山8、広島19、山口10、和歌山15、奈良1、三重10、愛知66、静岡37、山梨22、滋賀33、岐阜15、長野213、徳島6、香川2、愛媛3、福岡8、大分1、佐賀4、熊本9、鹿児島9、朝鮮2、台湾1、不明34、合計1,027)

中央線上諏訪駅：(大阪9、兵庫1、新潟2、愛知1、岐阜1、長野2、愛媛1、計17)

信越線軽井沢駅の場合、新潟の215人が当該県の長野の213人を上回る数で圧倒的に多いが、ついで大阪83人、愛知66人、滋賀33人など東海道線不通のため、迂回を余儀なくされた避難者も少なくない。新潟215人を含め、富山64人、石川41人、福井40人などの北信地方への避難者が信越線経由で通過したことがわかる。

さて、篠ノ井線(篠ノ井—松本間=中央線)と

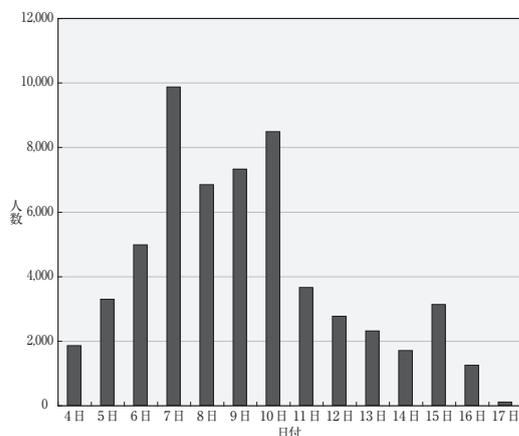


図1 篠ノ井駅救護者推移 (9月4日～17日)

出典：長野県歴史館蔵「買上ゲ品・救護品=関スル雑件」

信越線の乗継駅であった篠ノ井駅における乗客名簿そのものは残されていないが、避難者は5万7440人という膨大な数に上った。推移をグラフに示すと次のようになる(図1)。

17日までの集計結果で終わっているのは、先に述べたように笹子トンネル内の崩落が復旧され中央線が開通したので、更級郡役所による篠ノ井駅救護所が閉鎖されたためである。グラフによって、ほぼ11日まで鰻上りに避難民が押し寄せたことがわかる。閉鎖の17日までの80%が11日までにここに到着していた。15日に再び3,000人以上の避難者乗客が増えるのは、14日の豪雨で笹子トンネル崩落による中央線の一時不通で信越線迂回者が増えたためであった。因みにこの15日は、一時救護者3,120人、焚出米5斗、医療保護人員32人、無料宿泊人員93人、これに対する救護事務人員38人と、更級郡長から県に報告がなされている。5万7440人余の避難者のうち、医療保護を受けた傷病者は1,016人、もっとも多いのは腸カタルなどの消化器系の病者、火傷、擦過傷なども少なくない。篠ノ井駅の救護には、4日～17日までの14日間で1,276人の救護要員が出動したが、このうち、県・郡・町役場の吏員を除くと、篠ノ井町内堀組青年会212人、更級郡連合青年会168人(写真には提灯がみえる)、在郷軍人更級郡分会117人などを数える。なお、17日以降は篠ノ井町青年会の救護に託されたが、これは私的団体による救護であるから、救護者の数

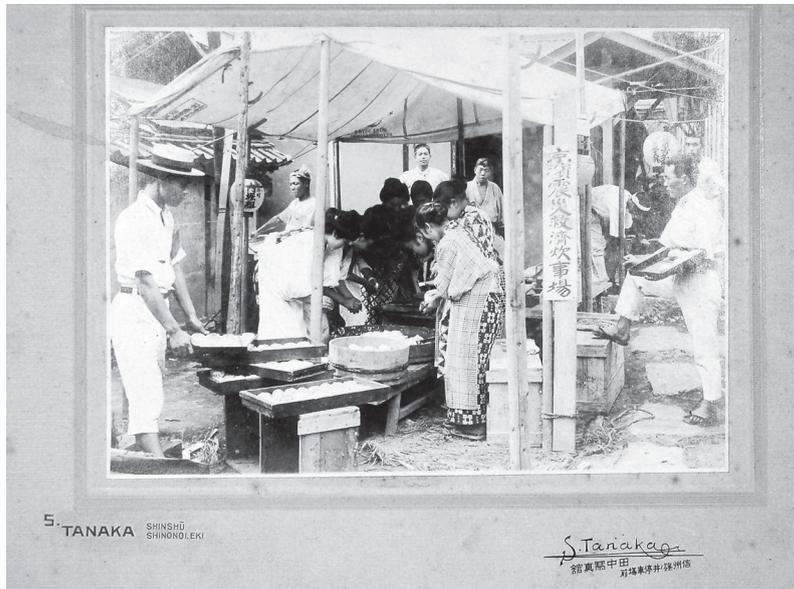


写真4 篠ノ井駅救護状況

田中写真館、長野市公文書館蔵

値は県の統計には上げられていない。篠ノ井駅の様子を駅前の田中写真館が撮影した写真が残されている(写真4)。町役場係員だけでなく、婦人団体など地域が総出で救援活動をしている様子が写真からは窺える。

*新潟県

新潟県の震災関係行政資料については、佐渡支庁文書(新潟県公文書館蔵)が残されている。県全体の対応については、『大正震災志』、及び『関東地方震災救援始末』によって救援体制の詳細が判明するので、ここで必要な事項を紹介する。

9月2日栃木県知事よりの回報によって震災の情報もたらされたものの、詳細は不明なまま、9月3日臨時出張所を震災地に設けるべく内務部長、理事官、技師、大工52人の体制で自動車が出発、4日田端駅に到着し、王子滝野川小学校に事務所を開設した。新潟県は東京へ5万7000人、横浜へ7,000人の出稼ぎ者と東京永住者約2万人と推定される被災者に対応すべく救援、救護活動を敏速に開始した²⁴⁾。新潟県人会(芝公園内)と協議して、新潟県人への帰郷の手伝いと一般被災者への救援物資配布を開始した。横浜市について

は、9月8日に出張所を設置、20日に閉鎖した。この間、バラック建築材、食糧などを貨車輸送し、トラック5台を神奈川県に提供した。避難者多数の帰郷に4日~25日の間、主要駅で愛国婦人会、青年団、在郷軍人分会などが対応した。このうち、数値の挙げられている直江津駅の場合、佐渡への渡海者、関西方面への乗換経由の避難者も含まれる大混雑で、一列車に千数百人の避難者への対応を迫られた。9月4日から20日間の救護者は握飯などの給与1万9825人、休憩所の利用者1,552人、救療者473人、避難者の救護にあたった青年団員数1,868人にのぼった。²⁵⁾

なお、同県は罹災者消息調査通信部を設け、9月11日~19日の間に都下新聞に広告などを打ち、青年団員80名が東京307人、横浜109人の罹災調査をした。この事業は県人会が引継ぎ、9月30日を以て閉鎖している。²⁶⁾

また、県庁内に9月28日に、県知事を会長とする臨時新潟県震災救護委員会が設置され、県に帰還した避難者3万3000人の救援体制を敷き、臨時震災救護事務局の調査に先立つ10月5日、詳細な避難者調査を実施した。新潟県の避難者数は各県に比べ高く、このため帰郷後の失職者の職

第一表

郡市名	戸数		家族避難者		単独避難者		人口合計
	数	男女	アルモノ同キモノノ上	アルモノ同キモノノ上	アルモノ同キモノノ上	アルモノ同キモノノ上	
	計	計	計	計	計		
新潟市	四六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六
長岡市	二〇二	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四
高田市	二〇二	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四
北蒲原郡	二〇二	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四
中蒲原郡	二〇二	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四
西蒲原郡	二〇二	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四
南蒲原郡	二〇二	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四
東蒲原郡	二〇二	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四
岩船郡	二〇二	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四
刈羽郡	二〇二	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四
古志郡	二〇二	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四
三島郡	二〇二	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四
東頸城郡	二〇二	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四
中頸城郡	二〇二	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四
西頸城郡	二〇二	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四
南魚沼郡	二〇二	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四
中魚沼郡	二〇二	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四
北魚沼郡	二〇二	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四
佐渡郡	二〇二	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四
合計	一〇六	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇
總計	一〇六	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇

新潟縣

写真5 新潟県避難者調査

出典：新潟県「関東地方震災救援始末」54-55頁から引用

業確保に極めて力を入れている。新潟県震災救護委員会は「罹災失業者に対し適当の職業を紹介し生活を安定せしむることはもっとも喫緊時にして根本的救済策」として、早くも9月29日県内の企業家千人余に対して雇用先の紹介を依頼した。その結果、93件の雇用申込を得た。取扱部署、求人者・住所、職種、雇用予定員数、給料の一覧表が作られ、職業需要時報として公開された。たとえば、長岡市役所取扱（長岡市大原石松、鋳物見習、男5、6名、14歳～19歳、月給5円60銭～8円90銭；高田市役所扱い（高田市日本プレート株式会社、機織、女20歳～25歳、16歳以下37銭～1円20銭、16歳以上45銭～1円20銭、寄宿賄あり1円5銭）などであった。新潟県は3万人以上の帰郷避難者の失職状態が県全体の経済社会に及ぶ影響に対して大なる不安を持ち、失職者の就業に力を注いだのである。震災救護委員会による新潟県避難者の調査表を掲載しておこう（写真5）。この様式にしたがって、家族避難者、単独避難者、さらにそれぞれの職業別調査も行っている。帰郷避難者が各郡に相当数存在した新潟

県にとっては、避難者救護への取り組みが緊急に、さらには実質的成果への要求も高いため、県独自の基礎資料の作成に逸早く着手していたことが判る。なお、この調査の結果、県による要救助者は1,726人、全体の5%と見做している。

***宮城県**

宮城県公文書館の関東大震災関係行政資料として保存されているのは、^{わたり}亶理郡役所と桃生郡役所資料であった。ここでは、亶理郡役所資料の内容から、避難民動向を明らかにしたい。亶理郡は宮城県の最南部に位置し、海岸線に沿って走る常磐線は、南から坂元、浜吉田、亶理町の各駅があり、阿武隈川を渡って仙台平に入り、岩沼で東北本線に繋がる。

亶理町の亶理郡役所は9月2日午前11時、仙台運輸事務所より、東北本線川口—赤羽間荒川鉄橋亀裂にて不通、渡船連絡見込み、常磐線取手—我孫子間、利根川鉄橋傾倒の鉄道線不通の情報を通じて、関東地方震災を知った。次々と被害情報が入り、目下東京市に戒厳令が敷かれ、食糧携帯

者以外は入京が許されないという事態であることも把握した。第2報に続く第3報では、横浜市街火災、横浜港内艦船火災発生など飛行機による偵察情報も届く。こうした情勢に対応すべく、9月4日、巨理郡長は町村長会議を開き、「東京市災害に関する注意事項」を確認した。応急救護事項についての打ち合わせとして、避難民到来の場合の措置、万一傾向が悪化する場合の措置を予め準備しておくべきこととした。宮城県に縁故のある避難民については、下車駅ですでに路銀のない者は、目的地までの人力車賃の公費負担を検討するよう指示した。

巨理郡役所は「罹災者状況請書」なる報告を県内務部に提出しているが、その内容は以下のようなものであった。「本郡民ニシテ震災以前該地方ニ在留セシ者概数」は1,026人、その職業別人員は以下のようであるとしている（表3 宮城県巨理郡罹災者調）。

9月5日から17日間に坂元駅136人、浜吉田163人、巨理町216人の計515人が下車した。各駅で、これら避難民の救助にあたった団体は郡町村の吏員の他、警察署、小学校教員、在郷軍人分会、消防組員、青年団員、処女会員、僧侶、牧師など総勢1,910人である。515人の子下車した人々は巨理郡の巨理町、坂元村、荒浜村、逢熊村、吉田村、山下村、伊具郡、名取郡など、縁故、実家のある町村へ避難した。

坂元村の帰郷者の日次の調査から判明する内容は、以下のようである（表4 巨理郡坂元村避難者動向）。帰郷者は世帯を形成するものよりも、単身者が79件中の56件を占め、世帯を形成している者は少ない。単身者は女性が圧倒的に多数を占めている。年齢的には10代～20歳が79件のうち33件40%を占め、次いで21歳～30歳までが27件35%となるから、この年齢層が全体の7割以上である。女性の職業は神奈川県下の紡績工場などの工女が大半であった。男性についても菓子商なども居るが、職工がほとんどである。この時期の都市に吸収される労働力の一旦が示されている。

さらにこれら避難民の帰郷後の状況については、

帰郷者ハ多クハ一時帰還ニシテ親戚又ハ縁故者

表3 宮城県巨理郡罹災者調

町村	帰還者	内単身者	内家族	死亡・不明	計
巨理町	30	17	5家族15人	2	32
坂元村	23	21	1家族5人	3	28
山下村	30	25	4家族8人	5	33
吉田村	20	10	6家族12人	0	20
合計	103	73	14家族40人	10	113

*逢隈村の書上なし

出典：巨理郡役所 「関東地方大震災関係書類」（T12年 0066）

表4 巨理郡坂元村避難者動向

坂元村	計	男	女	世帯数
8日	10	7	3	単身6、世帯2(4人)
9日	16	5	11	単身7、世帯3(9人)
10日	2	1	1	単身2
11日	6	5	1	単身6
12日	6	2	4	単身3、世帯1(3人)
13日	2	0	2	単身2
14日	29	4	25	単身29
15日	8	5	3	単身1、世帯3(7人)
	79	29	50	

出典：巨理郡役所 「関東地方大震災関係書類」（T12年 0066）

ニ数日滞在后震災地回復ト当時ニ帰郷セルモノノコトク永久在郷シ体ヲ求ムヘキモノ認メサル状況ナリ

宮城県公文書館蔵「関東地方大震災関係書類」巨理郡役所

要するに、彼ら避難者は東京、横浜が復興すれば戻る人々だと認識されているのである。また、避難先での生活状況については、「一時的生死安否報道傍々立寄者ニ過キスシテ中ニハ職ヲ求ムルモノ僅少…（中略）…生活ニ困難シ居ルモノナキカ如ク認ム²⁷⁾」と捉えられている。ここにおいては、避難者は一時的に実家などに戻ったのであって、行政の生活的救助の必要度はほとんどないと認識されている。

*** 青森県**

青森県公文書館には震災関係の資料は見いだせなかったが、弘前市立図書館に「震災避難者氏名」（K369-24）が残されている。9月3日から10月

1日まで弘前駅に到着した避難民名簿が日を追って書き上げられている。9月3日に弘前駅まで辿りつけたというのは一種の驚きを感じずが、9月5日（夕刊）付の『東奥日報』には、2日朝上野を逃れて線路づたいに平まで歩き通し、4日午前1時頃平駅に到着、そこから東北線に乗車、青森駅に4日に着いた18歳の職工見習いの青年の話が掲載されているから、あり得ないことではなかった。弘前駅（奥羽本線）に9月3日の到着者も同様な苦労を強いられて辿りついたケースであろう。当時の時刻表によれば、焼失前の上野駅から乗車したとしても、東北本線→奥羽本線（福島駅乗継→秋田→追分→機織）を經由して弘前まで乗車時間だけで優に20時間は掛かるから、不可能ではないにしても、容易なことではなかったはずである。この3日に弘前駅に到着した一名は、青森駅と同様若い15歳の青年であった。弘前市役所が作成した「震災避難者氏名」簿は、①避難者氏名、②性別、③年齢、④避難後の状況、⑤将来の生活見込、⑥摘要の各欄が設けられ、市の吏員が記入した模様である。本籍地、震災地住所、職業欄などは設けられていないことから、到着直後の聞き取りで判明したことを書き留められ、なかにはその後の動静も付記されたものも含まれる。3日に到着した15歳の青年については、④避難後の状況欄には「実母ノ実兄アリ、実家ハ中流以上ノ生活ヲナス」、⑤将来の生活見込欄には「売薬業ニ従事」、⑥の「摘要」欄には「元大工町」とある。9月4日には15名が到着した。ここから、1,2例を摘記すると、21歳の女性で、④欄には「実家ニ帰ル、生活上支障ナシ、当分滞在シ帰郷ノ予定」、⑤欄には記載がなく、⑥欄には「東長町」とある。次の事例は家族3人（夫41歳、妻40歳、長女12歳）で、④欄には「妻ノ伯父弘前市小人町佐藤幸之助方ニ寄寓」、⑥欄には「北海道松山郡上ノ国へ十月十四日帰ル」と記されている。必ずしもそれぞれの欄に書き込みがあるわけではないが、この避難者名簿は、当面の避難生活に支援が必要かどうかを調査するという行政側の目的を兼ねていたと思われる。10月1日までの避難者総数は756名である。名簿には偶々出迎えに来た人たちも誤って記入され、後から朱書で削除されている例が27件あった。避難者が多く

なるのは、6日42名、7日53名、8日45名と漸増して、9日70名にピークをなす。ここでは、9日の事例で全体の傾向を掴んで置くことにしたい。

9日に弘前駅に到着した避難者は8世帯19人、単身者51人の計70人であった。この年齢をみると、10歳以下4人、20歳以下26人、30歳以下22人、40歳以下12人、41歳～70歳までが5人、年齢の記載がない1名となる。10代～20代が48人となるから、この年代層が全体の7割近い。単身者が多く、また、30歳までの若い人々が震災地東京、横浜に行っている点は、宮城県亶理郡の場合と同傾向である。しかし、ここでは、震災地の居住地を記入している例が少なく、わずかに、深川区、本所区、日本橋、浅草区、神田区などから避難してきたことが推定されるに過ぎず、勤務先が判明するのは住友銀行行員などを含む2例に過ぎない。しかし、9月9日到着の70人のうち、実家・親戚に戻ったという避難者は38人と半数以上を占める。震災地からの距離を考えれば、群馬県の事例に似たような、ただ茫然と辿りついたという例は皆無と推定されるから、親戚に戻ったと明記していないものの縁者の居る青森県を目指したものが大半であったと思われる。また、⑤の将来の見込について、奉公先からの連絡があれば東京に戻るという意向を示しているものや、すでに地地で職を得たことが記入されている例もみられる。職業の記入例が少ないもの、工女、職工などが大半を占めた宮城県亶理郡の場合とは職業の傾向が若干異なり、地方にあっても都市的要素の強い弘前市の特徴が反映していると思われる。また、北海道の実家に帰るなど、弘前は通過地点であった避難者も7名を数える。青森駅においても同様に、北海道を目指す避難者が多いことが伝えられている。

三日夜十時十分青森駅着の列車では東京惨禍避難民二十余名下車したが、大多数は北海道の親類を頼って行く者で中十九名は乗り放題で切符どころか着の身着のままのであった。

（『東奥日報』9月5日付）

四日夜九時五十分着奥羽線と十時十分着（東北線）で五十六名、中北海道行き五十名、市（＝青森）、昨朝六時（東北線）で北海道行

百三十六名、奥羽線廻り三十二名、午前十一時十五分着（東北線）で北海道行き二十四名、奥羽線四名、市一名、午後二時二十分着（東北線）で北海道行き六十五名、市三十六名、奥羽線六名、同三時十五分急行（東北線）北海道行き十三名、奥羽線廻り五名の避難民が青森市救護班の世話を受けた

（『東奥日報』9月6日付）

以上の記事のみでも、3日、4日に東北線、奥羽線廻りで青森駅に到着した避難民378名のうち、3分の2にあたる288名が北海道行きで、この傾向は暫くは続いた模様である。

*北海道

北海道公文書館には関東大震災避難民に関する行政資料は河西支庁と虻田郡真狩村のものが残されている。ここでは、河西支庁（1897年支庁制によって、釧路他12郡役所から6郡が分離して河西支庁設置、1932年十勝支庁に改称）の行政簿冊から避難民状況を考察する。

まず、11月5日、河西支庁長渡部守治から道庁内務部長への「救護施設状況調査」の報告によって救護体制をみてみよう。

河西支庁の救護事務体制、7名（属4、雇3）管内震災事務全部を担当することに次いで、管内各町村の状況については、以下のように報告した。

帯広町

…帯広町ノ知己親族ヲ頼リ避難シ来ルモノ、釧路・北見方面へ行カントシテ通過スルモノ陸続トシテ一日数十人ノ多キニ達セルヲ以テ、九月七日緊急町会ヲ招集シ善後策ヲ決議シ、九月八日ヨリ三十日迄炊出米ヲ行ヒ吏員ヲ帯広駅ニ派シ、救護セシメ…（以下略）

北海道公文書館蔵「東京地方大震災関係」(A7-2 320)

帯広を通過して、さらに釧路、網走本線で北見方面へ行く避難民もいたという。そこで、9月9日には、緊急の会議を開いて対応を決め、さらに、町内各部長と義捐金募集方法を協議して、青年団、在郷軍人分会、婦人会などからの融資を督

励した。その結果、「友愛の至情」が披瀝され、義捐金は10月20日までに6,173円24銭、義捐品1,635点（価格にして1,545円相当）が集まったとする。また、管内の芽室村、本別、幕別、豊頃、浦幌、四足寄、御影野の各村は帯広とほぼ同じく、川合、新得、西村の各村では、救護所を設けて弁当を支給した。大正村、鹿追、川上、音更、大津、茂寄の各村は義捐金募集を行った、と報告している。

さて、帯広駅に避難民が姿を現した9月10日から記録にとられている。青森市に多数の北海道を目指す避難民が押し寄せた様子は先に引用した『東奥日報』の記事によって窺うことができたが、かれらが取ったルートはどのようなものであったのだろうか。

まず、青森港から船で函館港へ向かう。函館から函館本線で→小樽→札幌→滝川から根室本線で下富良野を経由して新得あるいは帯広、池田へ下車した。当時の時刻表によれば、この間、18時間余の乗車時間である。

9月9日、北海道庁は、函館に着く避難民に対して以下の措置を取ることを関係機関へ通牒した。その理由は、任意に食糧・金品を給与するのはよいが、厚薄があると必ず「不平心を誘発し却って悪影響を与える虞」もある。そこで、道庁の経費負担で全道でその取扱いを一つにした救護策を取るとした。具体的には、函館駅他20カ所、（函館棧橋、黒松内、小樽、札幌、旭川、名寄、浜頓別、下富良野、新得、釧路、中湧別、倶知安、小沢、深川、音威子府、追分、苫小牧、室蘭、渚滑、稚内）において1食15銭（米の他、沢庵、梅干し、塩鮭）の弁当を支給というものであった。ここに帯広駅は弁当支給駅に指定されていないが、通過客には茶のみとし、下車客にのみ弁当を支給することに改められている。

さて、こうして帯広駅に下車した避難民の数は10月25日、294世帯、426人と報告されている。いま、9月10日から26日までの函館本線河西支庁内のの新得、帯広、池田の各駅に下車した避難民数をグラフにすると図2（新得・帯広・池田各駅下車避難民数9月10日～26日）のようになる。さらに河西支庁内の各町村へ入った避難民は表6（河西支庁各町村への避難民数）のようになる。

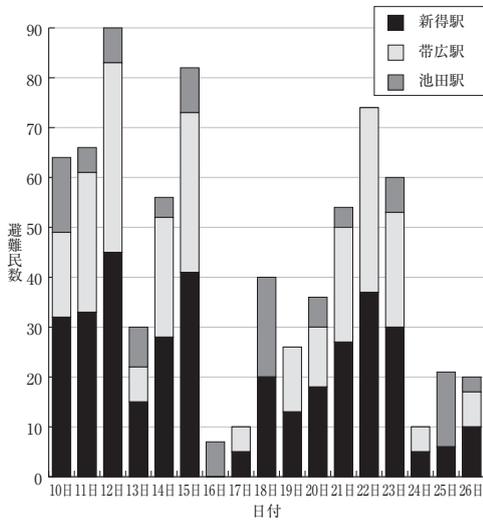


図2 各駅下車避難民数の動向

出典：北海道公文書館「東京地方大震災関係」

表5 河西支庁市町村震災避難者数

町村名	避難世帯	人員
帯広	87	108
大正	15	20
芽室	20	30
御影	10	15
一舞	15	20
新得	15	20
鹿追	5	20
川上	10	10
音更	20	30
暮別	15	20
川合	20	30
本別	12	18
西足寄	15	20
豊頃	15	25
浦幌	10	15
大津	5	10
茂寄	5	15
計	294	426

出典：北海道公文書館「東京地方大震災関係」、但し、この数値は調査員配属のための避難民見込数値。

***北海道への震災移民**

避難民のその後についての資料を欠いているが、北海道では関東大震災に際して、罹災民を対象に許可移民の制度を設けた。愛知県震災関係簿冊から、この件についての通牒を確認することが

できる。

10月24日、北海道長官土岐嘉平から愛知県知事に対して、次のような文書が発せられている。

震災移民に関する件

這般関東地方震災罹災者ニシテ自作農業又ハ小作農業ニ従事ノ目的ヲ以テ北海道ニ移住ノ希望ヲ有スル者ニ対シテハ、左記ノ通り補助ノ計画ヲ樹テ目下主務省ニ交渉中ニ有之、尚鉄道省ニ対シテハ出發駅ヨリ移住地迄無賃輸送方交渉ノ見込ニ有之候処、貴管内ニ於ケル移住希望者大体ノ推定戸数承知致度候条特急御回報相煩度及御依頼候也

記

- 一、自作農業者（土地五町歩乃至拾町歩無償貸付、外二戸当り七百円以内補助）
- 一、小作農業者（一戸当り参百円以内、外ニ地主ニ於イテモ相当保護ヲナス見込）

愛知県公文書館蔵「震災関係書類」愛知郡役所（大正12-1）

上記の通牒は、11月5日に県産業部長から各郡市長に11月15日までに回答するよう求められている。愛知県に避難した罹災民を対象とするものであったが、この結果は記されていない。いざれにしても、北海道への移住を促す移民招致のための出張所を震災の年に、従来の青森、函館、室蘭、小樽に加えて、東京に設けられた。先にみた『東奥日報』が報ずる北海道への多数の避難者には、まだこの通牒が発せられていない段階である。しかしながら、社会局のこの措置によって、震災後には従来の入植地に加え、特に十勝方面における新しい入植地予定地への人口の増加、開拓耕地の拡大がみられた²⁸⁾。この点は別に論じなければならない問題であるから、本論ではここまでとする。

3 震災救護事務局による一斉避難民調査

これまでのところで、主として北陸、東北、北海道への避難者の流れを追ってきたが、もちろん、関西方面への避難者も多数にのぼった。一時的とはいえ、震災地からの百万人規模の人口流失を把握しきれないことに危機感を抱いた震災救護

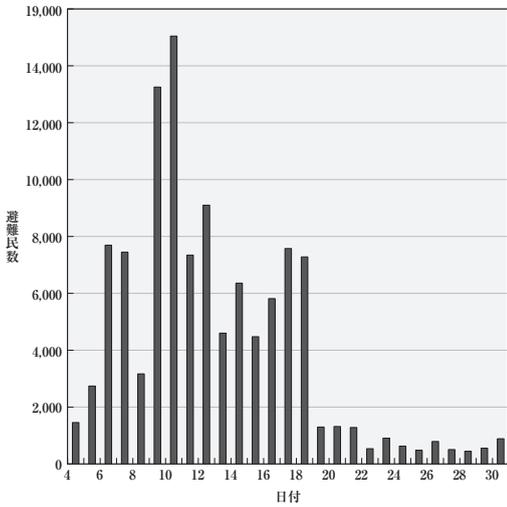


図3 愛知県避難民推移 1929年9月

出典：愛知県公文書館「震災関係書類」(マイクロフィルム資料)

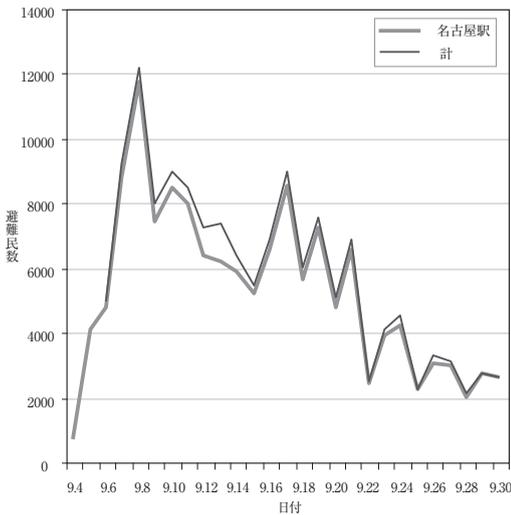


図4 名古屋市内各駅避難民数

出典：図3に同じ

事務局は、震災地復興計画を見据えて、流失人口と復帰人口を把握すべく、11月15日午前零時を期して全国一斉に震災罹災者人口調査を実施する。この点は後述するが、その前に関西諸県への罹災者帰郷については、この一斉人口調査と関連付けて簡単にみていくことにしたい。

表6 愛知県愛知郡避難者集計

愛知県愛知郡震災管内在留者 11月15日

元居住地	男	女	計
東京府	77	55	132
東京市	65	49	114
本所	7	2	9
浅草	18	17	35
深川	11	2	13
芝	2	0	2
神田	5	10	15
日本橋	3	4	7
四谷	1	2	3
小石川	1		1
下谷	7	7	14
麹町	2	0	2
本郷	3	1	4
京橋	5	4	9
北豊島郡	4	2	6
豊多摩郡	1	0	1
荏原郡	2	0	2
南葛飾郡	5	4	9
神奈川県	21	14	35
横浜市	12	11	23
鎌倉郡	1	0	1
足柄上郡	3	1	4
足柄下郡	1	0	1
愛甲郡	1	0	1
高座郡	1	0	1
三浦郡	0	1	1
中郡	2	0	2
横須賀市	0	1	1

出典：「震災関係書類」(マイクロフィルム資料)

3-1 関西諸県への避難民

*愛知県・滋賀県・奈良県

愛知県の場合には、通過者も含めると、9月4日～30日の間に11万3001人を数えた(図3)。この間の名古屋、熱田、千種、大曾根の各駅と名古屋港を合わせた下車避難民は14万人に達した(図4)。このうち、市内大谷別院などの寺院、個人の施設提供者による宿泊施設に収容された避難民は9月30日までの延人員1万1071人であった。²⁹⁾愛知県全体の避難者集計は資料がないため不明であるが、同県愛知郡役所の簿冊は2件残されており、次項に述べる臨時震災救済事務局による避難者調査の施行過程、結果などが判明する。11月15日のこの一斉調査によれば、同郡における東京府からの避難者は132人、神奈川県からの

避難者は35人の計167人であった(表6)。滋賀県における11月15日の調査による数値では愛知郡51世帯507人(うち、死者8人、行方不明6人)、伊香郡102人であった³⁰⁾。奈良県の9月25日段階の避難者数値は居候的避難者として、147世帯368人が挙げられている³¹⁾。

3-2 全国震災避難者調査(11月15日)

政府の臨時震災救護事務局は1府6県の震災県の被害状況、救護状況などを活版印刷にして9月19日、10月10日、11月30日と12年の内に3回被害と救護に関する情報を『震災被害状況並施設概要』として、全国へ配布した。救援、救護が進行するなかで、情報量も増え、頁数は32頁、100頁、149頁と増えていく。11月30日刊行のものなかの総務部事務状況の項目では、次のような目的で調査をすることを公にしている³²⁾。

…帝都其他災害地ノ復興ニ関シ基礎資料ヲ得ル為メ国勢調査ノ方式ニ倣ヒ11月15日現在ヲ以テ震災調査ヲ行フコトトシ、之ニ要スル調査票千万枚余ヲ作成シ災害地ヲ始メ全国道府県ニ発送シ罹災民ノ行方ヲ追求シテ普ク之ヲ配布シ其ノ記入ヲ徴スルコトトシ、目下之カ整理中ニアリ…

刊行の日付は11月30日だが、本文のこの内容は、調査実施以前の復興の基礎資料とするために国勢調査並みに調査を実施することを明らかにしている段階である。しかし、地方官庁へはすでに罹災避難者調査の命令が下っていた。臨時震災救護事務局からの長野県知事への通牒は10月14日付である³³⁾。愛知県の内務部長から愛知郡長へは10月20日付で、通牒が発せられている。調査票は目下印刷中であるから、便宜上郡市区町村において調整して記入せよと付記されている。以下のように調査方法は細かく指示が出されている。要点のみを挙げておこう³⁴⁾。

1. 調査区を設定し、調査員を置く、2. 調査は震災避難者の個人票と世帯表(世帯主の死亡の時は世帯主に準ずべき者)に記入する、3. 同一世帯に属するものにして避難場所が異なる場合に

は世帯表は世帯主のみが提出する、4. 学生、生徒、工女、職工、旅行者など独立の世帯を有しない者は世帯表を作成しない、5. 便宜上、調査員代筆も可。6. 死者、行方不明者は遺族、または調査員が代って記入することは可、7. 要計表を府県郡市(区)町村において作成すること、などの各項である。

付表として、世帯調査票と個人調査票の雛形がつけられている。世帯調査票の項目は、世帯主の居所氏名(現住所と罹災当時の住所)、世帯人員(現存者、死者・行方不明者、失職有無)、住宅罹災の種類(全焼、半焼、全潰、半潰、全流失、半流失、破損、無破損)、備考。個人調査票には、居所氏名(現住所と罹災当時の住所)、避難場所の種類(親族、知己、無関係)、職業(震災当時、現職業、希望職業)、住宅の種類(世帯表に同じ)、今後の住所(現居所に在留見込期間)などの各項が設定されている。

これら調査票記入については、調査員が記入することも認められていた。当時の調査員の任命は、まず身元調査が行われ、こうした調査にふさわしい人物かどうか吟味され、県知事による任命書が手渡されて、指示に従った調査が委ねられることになっていた。予め、調査項目、調査方法などの打ち合わせ会議が招集され、調査に関する指示が行われた。2年前の第1回国勢調査(1920年)の経験が生かされる形で調査員の選定が行われたとされている。

しかし、震災地の調査は悉皆調査であったが、震災地以外の県については罹災者のみを対象とした。したがって、調査地区の設定には予め罹災者が寄寓している場所が把握されていなければ15日の午前零時といった時間設定に沿った調査は行われた難い。調査員、調査区設定の行政資料からは、罹災者調査実施の通牒が届く時期にはすでに罹災者がどこに寄寓しているのかも市町村役場には把握されていた。また、そうでなければ、実際に調査区も調査員も設定できない。つまり、地域においては、どこに避難民が来て留まっているのが事前に把握されていたということである。

さらにこの調査に続いて、天皇の恩賜金1000万円の罹災者への下賜のための罹災申告が市町村を通じて罹災者に告知されることになった。恩賜

の地方へ避難した罹災者の在り方を考えれば、首肯できるであろう。

紙幅の関係上、震災避難者調査の過程を詳細にフォローすることはここではできなかったが、地方へ避難した人々がどのように行政に罹災者として把握されるに至ったのかという点については、ある程度の追跡ができたと考える。

まとめに換えて

以上、関東大震災の震災地1府6県以外の各県に罹災者がいつ、どのような形で避難し、各県がどのように対応したのかを公文書館、図書館に残されている資料群を通してフォローした。1. においては、各県の震災関係資料の残存状況、2. においては上記資料群から震災地以外の地域における行政対応に共通する問題の中から、特に徴発物資に対する対応、押し寄せてくる避難民への対応を選び、その具体相に検証した。3. においては各県に散った避難民を把握するために全国一斉に実施された国勢調査並みの避難民調査、これとほぼ同時に告示された罹災申告について、その流れを追った。ここには本籍地の記入も義務付けられている。震災地で全焼した区役所などでは戸籍簿の焼失した場合が多数あったと推定されることから、こうした罹災申告書は、震災地の戸籍復元の一つの手段となったとも推定される。現在、東京都慰霊堂には罹災死亡者調査票なるカードが数万枚以上未整理のまま所蔵されている。恐らくはこの罹災申告書を元に作成されたものと推定される。

関東大震災における震災地以外へ逃れた避難民への行政対応を中心に見てきたが、地方における対応は押し寄せる避難民の数などによって違いはあるものの、同胞の生活的危機として中央政府からの指令を俟つまでもなく県、地域独自の対応を編み出している点は地域を貫いて共通する点であったことを確認した。また、地方にあって罹災者に直接接することは震災体験のある種の共有にもなったと認めることができる。そうした点が、震災地への救護団の派遣、ここに直接考察の対象としなかったものの競って義捐金に応募する体制を作ったことに繋がったと思われる。震災地における県の出張所づくりには県人会の力が欠かせな

かった点などからも、地方は「郷党」の時代としてのまとまりを持つ時代であり、多くの罹災者を出したところは地域の危機と認識して対応を積極的に展開していたことも検証できた。中央政府は地方への震災避難民100万以上の人々の動向を把握すべく、全国一斉避難民調査を実施したが、10月中旬から約1カ月での調査の実施もこうした地方の体制を前提してはじめて可能であった。

これまでの関東大震災の研究は都市計画について中央政府の震災復興を目指す政治家、周辺の革新官僚を中心とする研究群と朝鮮人虐殺問題の資料発掘を中心とする研究群を中心に進められてきたが、公開されつつある行政資料群を利用して、避難民の動向、それに対応する地方官僚の働きを含め、視野を一層拡大させて把握する必要があると感じた。

注

- 1) 前掲『埼玉県北足立郡大正震災誌』p.18-34。
- 2) 前掲『静岡県大正震災記録』p.80。
- 3) 『川崎市史』通史編3。
- 4) 拙稿「関東大震災罹災者バラックとその入居者について——三井家寄贈公設バラックを手掛かりに」『年報 非文字資料研究』第5号（神奈川大学非文字資料研究センター、2009年）p.～；拙稿「東京市政調査会避難者カードについて」『京都災害史研究』12号（立命館大学歴史都市防災センター、2011年3月刊予定）。
- 5) 群馬県立公文書館蔵「大震災関係書類」（請求記号386）、ただし、ここでは、内務大臣官房から各県内務部長宛である。
- 6) 群馬県公文書館蔵「大震災関係書類」秘書係、（請求記号1068）。
- 7) 上野駅は震災当日夕刻まで東北線は開通していたが、その後火災で焼失し、一部開通は9月10日以降であった（警視庁p.288）。この記事の鉄道事務所間のやり取りから得られた情報はいまだ上野駅焼失前の状態である。なお、上野駅焼失後も田端、日暮里、あるいは大宮まで徒歩にて通り、列車に乗車したという個人記録が多い。
- 8) 内務省社会局 1926、p.464。
- 9) 宮城県公文書館蔵、（T12-0066）。
- 10) 拙稿「第2節医療救護」中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会「1923 関東大震災報告書」第2編、2009年、p.28-44。
- 11) 前掲警視庁編『大正大震災災誌』p.83-84。
- 12) 『現代史資料』6 関東大震災と朝鮮人、みすず書房、（1963年第1刷、1987年第9刷）、p.206-207。
- 13) （大阪府1924）p.7。

- 14) (大阪府 1924) p. 53。
- 15) (大阪府 1924) p. 426、京都府総合資料館蔵「大正十二年関東震災救護一件」。
- 16) 長野県歴史館蔵「関東震災関係」(大 14-2B-1-2)。
- 17) 長野県歴史館蔵「関東震災関係打合会二関スル書類」。
- 18) 長野県歴史館蔵「長野県臨時相談所関係書類」(大 14-2B-1-4)。
- 19) 鉄道省『国有鉄道震災誌』1927年、p. 81。
- 20) (鉄道省 1927)、p. 70。
- 21) (鉄道省 1927)、p. 81-82。
- 22) (鉄道省 1927)、p. 77-78。
- 23) 長野県歴史館蔵「関東大震災関係」救護書類(大 14-2B-1-3)。
- 24) (内務省社会局、1926) p. 371-384。
- 25) (新潟県 1924) p. 217-218。
- 26) 注 21 参照。
- 27) 宮城県公文書館蔵「関東地方大震災関係書類」亶理郡役所。
- 28) 安田泰治郎『北海道移民政策史』生活社、1939年、(再販 1941年)、第五編 許可移民時代参照。
- 29) 愛知県公文書館蔵「震災関係書類」愛知郡役所(大正 12-1)。
- 30) 滋賀県政資料室蔵「災害救援」(489)のうちの「関東震災避難者調査書類」滋賀県愛知郡、伊香郡役所による。
- 31) 奈良県立図書館情報館蔵「関東地方震災救援一件」二(T12-3)。
- 32) 臨時震災救護事務局『震災被害状況並施設概要』11月30日調、p. 46-48、なお、この段階では、いまだ11月15日の調査結果の集計は行われていない。調査票を作成中とする内容であるから、この原稿が作られたのは構想が固まり、実施目途が着いた10月中旬と推定される。
- 33) 長野県立歴史館蔵「震災救助事務日誌」(大 14-2B-2)。
- 34) 注 26 に同じ。
- 35) 東京府告示 427号、「警視庁・東京府公報」号外 大正 12年 11月 16日。

付記：本稿は、関西学院大学復興制度研究所山中茂樹教授を代表とする科学研究費補助金の交付を受けた2010年度における資料調査の研究成果の一部である。また、本稿をなすにあつては、立命館大学歴史都市防災センター、および神奈川大学非文字資料研究センターにおける研究活動を踏まえた研究成果であることも申し添える。

本稿をなすにあたり、各県の公文書館、図書館には多大のご協力をいただいたことを深く感謝します。

Refugees from Tokyo and Yokohama to the Provinces after the 1923 Great Kanto Earthquake

Itoko KITAHARA

Abstract

It is estimated that around 1.5 million people, 60 percent of Tokyo's population, were victimized by the Great Kanto Earthquake of 1923, and that about one million fled Tokyo or were evacuated to local communities outside Tokyo. Using government records, this paper reports on research designed to follow the movements of those who left Tokyo and Yokohama in 1923 as earthquake refugees. Many, perhaps most, of them went back to their home towns in the provinces or to the homes of relatives, where they remained until the damaged areas of Tokyo and Yokohama became habitable again. They were assisted by free train or boat passage and monetary donations given by the Japanese people. Measures such as these were arranged by prefectural governments, which also issued certificates showing proof of suffering. These programs helped to contain social disorder after the earthquake.

Key words: Earthquake, refugees, rescue, proof of suffering

